

資 料 編

空家等対策の推進に関する特別措置法

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

- 六 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
（協議会）
- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（都道府県による援助）
- 第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。
（立入調査等）
- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（空家等の所有者等に関する情報の利用等）
- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情

報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第 11 条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第 13 条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第 12 条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第 13 条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定

める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

境港市空家の適正管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、空家の適正な管理についてその所有者等の責務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空家に対して市が講ずる措置を定めることにより、安心して安全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家 市内に所在する建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。
- （2）特定空家 空家のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 老朽化又は台風その他の自然災害による倒壊、落下又は飛散により、人の生命、身体又は財産を害するおそれのある空家
 - イ 不特定の者の侵入による犯罪又は火災を誘発するおそれのある空家
- （3）所有者等 空家を所有し、又は管理する者をいう。
- （4）市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、空家が原因となり生じた紛争について、民事による解決を図ることを妨げない。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、特定空家とならないよう自らの責任において空家を管理しなければならない。

（特定空家の情報提供）

第5条 市民は、特定空家と疑われる空家の情報について、市長に提供するよう努めるものとする。

（所有者等の調査）

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空家の所有者等の把握その他必要な情報について調査し、官公署その他の関係者に対し必要な資料の提供若しくは閲覧又は報告を求めることができる。

（立入調査）

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、当該空家及びその敷地に立ち入らせ、その調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言又は指導）

第8条 市長は、特定空家であると認めるときは、当該特定空家の所有者等に対し、これを改善するために必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができる。

（勧告）

第9条 市長は、前条に規定する助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家の状態が改善されないときは、当該特定空家の所有者等に対し、期限を定めて、これを改善するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

（命令）

第10条 市長は、前条に規定する勧告を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家の状態が改善されないときは、当該特定空家の所有者等に対し、期限を定めて、これを改善するために必要な措置をとるよう命ずることができる。

（命令代行措置）

第11条 前条の規定による命令（以下単に「命令」という。）を受けた者は、自ら命令に係る措置を講ずることが困難な場合において、市長に対し、命令に係る措置を市長が代わって行うよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る理由が正当であると認めるときは、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 市長は、前項の規定により、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせようとするときは、命令に係る措置に要する費用の負担その他必要な事項について、あらかじめ命令を受けた者の同意を得るものとする。

（公表）

第12条 市長は、命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わない場合において、命令に係る措置をとらないことが著しく公益に反すると認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（1）命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）命令の対象である特定空家の所在地

（3）命令の内容

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該公表を行う旨及びその内容を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（代執行）

第13条 市長は、命令を受けた者が、命令に係る措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときであつて、かつ、特定空家の安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前項の規定により、自ら命令を受けた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせたときは、その費用を命令を受けた者から徴収することができる。

（警察その他の関係機関との連携）

第14条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

境港市空家の適正管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（立入調査員証）

第2条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

（指導の方法）

第3条 条例第8条に規定する指導は、空家の適正管理に関する指導書（様式第2号）により行うものとする。

（勧告の方法）

第4条 条例第9条に規定する勧告は、空家の適正管理に関する勧告書（様式第3号）により行うものとする。

（命令の方法）

第5条 条例第10条に規定する命令は、空家の適正管理に関する命令書（様式第4号）により行うものとする。

（弁明の機会の付与）

第6条 条例第10条に規定する命令に係る境港市行政手続条例（平成8年条例第20号）第28条に基づく通知は、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第5号）を交付することにより行うものとする。この場合において、同条に規定する相当な期間は、当該通知書の到達の日から起算して14日以降の日とするものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者が、境港市行政手続条例第27条に規定する弁明をしようとするときは、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書（様式第6号）により行うものとする。

（命令代行措置）

第7条 条例第11条第1項の規定により申出をしようとする者は、空家の適正管理に関する命令に対する代行措置の申出書（様式第7号）を提出するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項に規定する申出があったときは、これを審査し、その結果を空家の適正管理に関する命令に対する代行措置承認・不承認通知書（様式第8号）により、当該申出を行った者に通知するものとする。

3 条例第11条第3項に規定する同意が得られたときは、空家の適正管理に関する命令に対する代行措置に係る同意書（様式第9号）の提出を受けるものとする。

（公表）

第8条 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）境港市公告式条例（昭和31年条例第25号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

（2）市のホームページへの掲載

（3）その他市長が必要と認める方法

2 条例第12条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第10号）により行うものとする

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書の到達の日から起算して14日以内に、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書（様式第11号）を提出するものとする。

4 市長は、公表をしようとするときは、当該公表される者に対し、空家の適正管理に

関する命令違反事実公表通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（代執行）

第 9 条 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する文書は、戒告書（様式第 13 号）とする。

2 行政代執行法第 3 条第 2 項に規定する代執行令書は、代執行令書（様式第 14 号）とする。

3 行政代執行法第 4 条に規定する証票は、執行責任者証（様式第 15 号）とする。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する指導書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について調査したところ、倒壊、建築材等の飛散により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがある状態にありますので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第8条の規定により、下記のとおり指導します。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 指導事項	

様式第3号（第4条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する勧告書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付け で指導したところですが、なお危険な状態にありますので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第9条の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。</p> <p>なお、勧告に係る措置に着手したとき、及び勧告に係る措置が完了したときは、直ちに、連絡してください。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 勧告事項	
4 措置期限	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する命令書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付け により勧告したにもかかわらず、当該勧告に係る措置がとられていませんので、境港市 空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第10条の規定により、下記の措置をとるよう命じます。</p> <p>なお、命令に係る措置に着手したとき、及び命令に係る措置が完了したときは、直ちに連絡してください。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 命令事項	
4 措置期限	年 月 日
(教示)	

様式第5号（第6条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付け により勧告したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第10条の規定に基づき、必要な措置をとるよう命ずることを予定しています。</p> <p>ついては、この処分在先立ち、当該勧告に係る措置をとることができなかった理由等がある場合は、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書（様式第6号）を提出してください。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 命令の内容	
3 意見陳述書の提出期限	年 月 日
4 意見陳述書の提出先	

様式第 6 号（第 6 条関係）

		年 月 日	
境港市長	様		
		提出者 住 所	
		氏 名	印
		電話番号	
空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書			
空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書で通知のあったことについて、下記のとおり意見を述べます。			
記			
1 空家の所在地	境港市		
2 措置をとらなかった理由			
3 その他の意見			
備考			
所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。			

様式第 7 号（第 7 条関係）

		年 月 日	
境港市長	様		
		申出人 住 所	
		氏 名	印
		電話番号	
空家の適正管理に関する命令に対する代行措置の申出書			
境港市空家の適正管理に関する条例（平成 26 年境港市条例第 10 号）第 11 条第 1 項の規定により、私（弊社）が所有又は管理する空家について、下記の理由により措置を講ずることが困難なため、境港市が代わって措置を講ずることを申し出ます。			
記			
1 空家の所在地			
2 命令に係る措置を講ずることが困難な理由			
備考			
所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。			

様式第8号（第7条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する命令に対する代行措置承認・不承認通知書	
<p>年 月 日付けで申出のありました命令に対する代行措置につきまして、審査の結果、下記の通り決定しましたので、境港市空家の適正管理に関する条例施行規則（平成26年境港市規則第5号）第7条第2項の規定により、通知します。</p>	
記	
<p>1 審査結果 承認・不承認</p> <p>2 不承認の理由（不承認の場合のみ） （教示）</p>	

様式第9号（第7条関係）

	年 月 日
境港市長 様	
同意人 住 所 氏 名 電話番号	印
空家の適正管理に関する命令に対する代行措置に係る同意書	
<p>境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第11条第3項の規定により、私（弊社）が所有・管理する下記の空家について、境港市が命令に対する代行措置を講ずることに同意します。</p> <p>また、当該措置に要する費用については、私（弊社）が負担をすることに併せて同意します。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 措置の内容	
3 措置に係る費用（概算）	円
4 その他	

様式第 10 号（第 8 条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付け により命令したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成 26 年境港市条例第 10 号）第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり公表することを予定しています。</p> <p>については、当該命令に係る措置をとることができなかった理由等がある場合は、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書（様式第 11 号）を提出してください。</p>	
記	
1 あなた（貴社）の住所及び氏（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名）	
2 空家の所在地	境港市
3 命令の内容	
4 公表の期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
5 公表の方法	
6 意見陳述書の提出期限	年 月 日
7 意見陳述書の提出先	

様式第 11 号（第 8 条関係）

	年 月 日
境港市長	様
提出者 住 所	
氏 名	印
電話番号	
空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書	
<p>空家の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書で通知のあったことについて、下記のとおり意見を述べます。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 命令措置をとらなかった理由	
3 その他の意見	
備考	
<p>所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。</p>	

様式第 12 号（第 8 条関係）

様	年 月 日
境港市長	印
空家の適正管理に関する命令違反事実公表通知書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付け により命令したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成 26 年境港市条例第 10 号）第 12 条第 1 項の規定により下記のとおり公表しますので、通知します。</p>	
記	
1 あなた（貴社）の住所及び氏名（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
2 空家の所在地	境港市
3 命令の内容	
4 公表の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 公表の方法 (教示)	

様式第 13 号（第 9 条関係）

様	年 月 日
境港市長	印
戒告書	
<p>あなた（貴社）は、下記の空家について改善措置をとることを 年 月 日付け により命令したにもかかわらず、現在もなお、当該措置がとられていません。</p> <p>については、下記の履行期限までに当該措置をとられるよう、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定により戒告します。</p> <p>なお、履行期限までに当該措置をとられない場合は、行政代執行法第 2 条の規定により代執行し、その費用を徴収しますので、申し添えます。</p>	
記	
1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 命令の内容	
4 履行期限	年 月 日
(教示)	

様式第 14 号（第 9 条関係）

	年 月 日
様	
境港市長	印
代執行令書	
<p>あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について改善措置をとることを 年 月 日付けにより戒告したところですが、履行期限を経過したにもかかわらず、いまだに当該措置がとられていません。</p> <p>については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定により代執行を行いますので、同法第 3 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p>この執行に要する費用は行政代執行法第 2 条の規定により、あなた（貴社）から徴収します。</p> <p>なお、この代執行の対象となる空家について、当該執行後の補修は行いませんし、この代執行に伴いあなた（貴社）又は当該空家に損害が生じてもその責は一切負いませんので申し添えます。</p>	
記	
1 代執行を行う空家の所在地	境港市
2 代執行を行う空家の状況	
3 代執行を行う期日	年 月 日から 年 月 日までの間
4 代執行のために派遣する執行責任者の氏名	
5 代執行に要する費用の見積額（概算）	
(教示)	

様式第 15 号（第 9 条関係）

執行責任者証	
所属 職・氏名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
境港市長	
印	
記	
1 代執行を行う空家の所在地	
2 代執行の内容	
3 代執行を行う期日	
年 月 日から 年 月 日までの間	

境港市空家等対策計画

発行者：境港市 建設部都市整備課
〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地
TEL 0859-47-1066
FAX 0859-47-1086
E-MAIL toshiseibi@city.sakaiminato.lg.jp
発行年月：令和 2 年 3 月